

— 復興に関する情報をお届けします —

気仙沼市復興計画



海と
生きる

けせんぬま 復興ニュース

第4号 (平成24年9月15日発行)

【発行】
気仙沼市秘書広報課
〒988-8501
宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号
TEL: 0226-22-6600 内線 207・208
FAX: 0226-24-3566
E-mail: h-koho@city.kesenuma.lg.jp

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ

✓ 医療費一部負担金の免除が延長されます

東日本大震災により被災した方に対する医療費の一部負担金は、国の財政支援による免除が本年9月30日で終了となりますが、宮城県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療制度）では、一部負担金の免除を来年3月31日まで延長することが決定されましたのでお知らせします。

■問い合わせ先／
保険課後期高齢者医療係
tel: 0226-22-6600
内線378・379・389

一部負担金免除の延長申請の必要はありません。
新しい免除証明書は9月下旬に郵送します。



現在お持ちの免除証明書は10月1日からは無効となり、使用できませんので、ご自身で破棄してください。

10月からは、医療機関等に必ず被保険者証と新しい免除証明書をご提示ください。

入院時の食事療養費や柔道整復療養費（整骨院など）はりきゅうマッサージ等の療養費については、平成24年2月29日で一部負担金免除の取り扱いが終了しています。



※ 延長については、医療保険により異なりますので、他県の後期高齢者医療制度および他の医療保険にご加入の方は、保険証を交付している保険者までお問い合わせください。

国民健康保険の医療費一部負担金および、介護保険の介護サービス利用者負担額の免除を来年3月31日まで延長するために必要な補正予算を9月議会に提案しています。



✓ご存知ですか？

「被災ローン減免制度」(個人版私的整理ガイドライン)

■問い合わせ先／
商工課消費生活係
tel: 0226-22-3437

「被災ローン減免制度」とは？

- ・銀行などの債権者と、決まった基準に従って交渉して借金を減免してもらう制度です。
- ・制度を利用する場合は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会がお手伝いします。

制度を使える人

- ・震災の影響により借金の返済が困難となられた方（資金がない、収入がない、収入減少で返済できない など）
- ・近い将来返済が困難となることが確実な方（数年後仮設住宅から新しい住まいに移る際に、住宅費などの支出が増えるので返済できなくなる など）
- ・震災前は、住宅ローンなどの借入れについて、きちんと返済されていた方

制度のメリット

- ・原則として保証人に請求されません。
- ・個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
⇒新しいローンを組むことも可能
- ・一定の財産を手元に残しながらローンの減額や免除が受けられます。
- ・無料で専門家（運営委員会に登録している弁護士等）の支援が受けられます。

弁護士費用がかからない
なんて助かるわ。



地震保険金や義捐金は
生活再建に使うことが
できるんだな。



手元に残せるもの

- ①義援金、支援金、弔慰金
- ②現預金（500万円まで※被災状況や生活状況などの個別事情により減額となる場合があります）
- ③家財保険金（250万円まで）
- ④家財道具
- ⑤高額でない自動車

売る方法・残す方法

- ・土地や建物などを**売る**場合⇒売却代金を返済にあて、残りを免除
- ・土地や建物などを**残す**場合⇒査定価格分を分割払いして、残りを免除

《事例》土地あり・土地を売却

- ・住宅ローン残額 800万円
- ・地震保険受領額 800万円
- ・結果 ⇒
 - ①地震保険のうち500万円を手元に残せる
 - ②地震保険のうち300万円と土地売却代金を返済に充て、住宅ローン残額を免除

※上記事例は、参考例です。「売る方法・残す方法」は、それぞれの条件により異なります。





「被災ローン減免制度」手続きの流れ

相談

▼ ガイドラインによる債務整理を検討される方は、コールセンターまたは、お住まいの県にある運営委員会の支部へご相談ください。各県で毎月、個別相談会も開催しています。

専門家の紹介

- ・ガイドラインの要件を満たす可能性のある方には、手続き支援のため登録専門家を紹介します。
- ▼ ・登録専門家とは、この手続きを円滑に実施するため、みなさんの手続きを支援する弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士など事前に運営委員会に登録された専門家です。
- ・債務整理の申し出に向けた書類の作成方法等について、登録専門家が支援します。

債務整理の申出

▼ 債務整理の申し出後は、銀行などの金融機関は、申し出を行った被災者の方から返済を受けたり、督促を行うことを中止するよう定められている一方、被災者の方でも自身の資産を処分してはならず、新たなお借入れも行ってはならないことが定められています。

弁済計画案の提出

▼ 住宅ローンをお借り入れの場合、自宅跡地をどうするか、自動車ローンをお借り入れの場合、自動車をどうするか、お持ちのご預金のうち、いくら位を返済に充てるかなど、登録専門家が相談に乗りながら弁済計画案の作成の支援を行います。

弁済計画の成立

全借入れ先から同意が得られると弁済計画は成立します。銀行などの金融機関は、弁済計画に従ってお借入れの免除などの処理をすることになります。

まずは、ご相談ください

「被災ローン減免制度」による債務整理を検討される方は、まずは、次の窓口にご相談ください。いずれも無料です。

《個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部》・・・

tel：022-212-3025（平日：午前9時～午後5時）

《個人版私的整理ガイドラインコールセンター》・・・

tel：0120-380-883（平日：午前9時～午後5時）

《仙台弁護士会》・・・

tel：022-223-2383（平日：午前10時～午後3時）

《仙台弁護士会気仙沼法律センター》・・・

tel：0226-22-8222

（月・水・第1土曜：午前11時～午後3時※祝日除く）



鹿折地区と南気仙沼地区の都市計画事業について 気仙沼市都市計画審議会で審議されました

■問い合わせ先／
都市計画課都市計画係
tel:0226-22-6600
内線581・582・583

東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた市街地において安全で災害に強い良好な市街地の再編・整備を図るため、土地区画整理事業等の都市計画事業により新たな街づくりを進めています。

9月4日に開催された第32回気仙沼市都市計画審議会において都市計画事業に係る審議が行われ、以下の事業等についてご審議いただき、諮問のとおり差し支えない旨の答申をいただきました。

この答申を受け、気仙沼市復興整備協議会で関係行政機関による協議のうえ、都市計画決定および、復興整備計画として9月中旬以降に公表します。

事業概要など、詳しくはお問い合わせください。

土地区画整理事業でできること

- ①東日本大震災と同規模の津波でも浸水被害のない土地の盛土嵩上げ（住宅向け）やTP1.8m※を基本とする盛土嵩上げ（非住宅向け）ならびに避難路の整備
 - ②分散所有している場合の土地集約化
 - ③住宅地・商業地・工業地が混在しない良好な市街地形成 など
- ※TP…東京湾平均海面

概要（鹿折地区）

名 称	内 容
鹿折地区被災市街地復興土地区画整理事業	・土地区画整理事業（区域の決定 下図1）
鹿折地区土地区画整理の変更	・土地区画整理の都市計画が重なることから、既に決定している土地区画整理の廃止をする。
鹿折駅浜線（都市計画道路の変更）	・新設
都市計画公園の変更	・新たな土地区画整理事業により、都市計画公園の再配置を行うため、既存の鹿折公園、みなと公園、みなと東公園を廃止する。

概要（南気仙沼地区）

名 称	内 容
南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業	・土地区画整理事業（区域の決定 下図2）
南気仙沼地区土地区画整理の変更	・土地区画整理の都市計画が重なることから、既に決定している土地区画整理の廃止をする。
河原田線（都市計画道路の変更）	・終点位置、延長、幅員の変更
魚市場中谷地線（都市計画道路の変更）	・起点位置、延長、幅員の変更
本町宮口下線（都市計画道路の変更）	・一部区間の幅員の変更
都市計画公園の変更	・新たな土地区画整理事業により、都市計画公園の再配置を行うため、既存の幸町公園、大川公園を廃止する

図1：鹿折地区土地区画整理事業予定区域

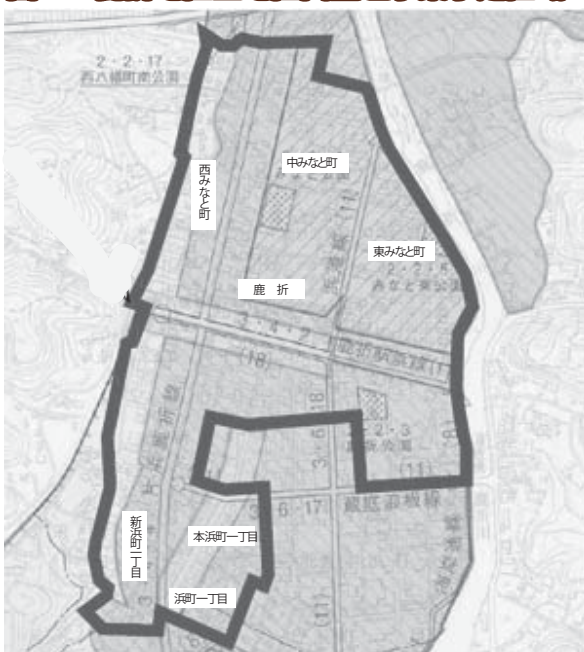


図2：南気仙沼地区土地区画整理事業予定区域

